請求の範囲

[請求項1] 移動体にて使用される車載端末に対して広告情報を配信する情報処理装置であって、

前記移動体に乗車したユーザが立ち寄る地点の情報を地点情報として取得する地点情報取得部と、

取得された地点情報に基づいて広告情報を取得して、該取得した広告情報を前記車載端末に対して配信する広告配信部と、

を備える情報処理装置。

[請求項2] 前記地点情報取得部により取得された地点情報を含むエリアを特定するエリア特定部を更に備え、

前記広告配信部は、前記特定されたエリアに関連する広告情報を取得する請求項１に記載の情報処理装置。

[請求項3] 前記地点情報取得部は、

前記移動体に乗車したユーザが所持するユーザ端末と前記車載端末とを紐づける端末紐付部と、

前記車載端末に紐づけた前記ユーザ端末の情報に基づいて、地点情報を特定する地点情報特定部と、

を備え、

前記広告配信部は、前記ユーザ端末に紐づけた前記車載端末に広告情報を配信する

請求項１又は２に記載の情報処理装置。

[請求項4] 前記端末紐付部は、前記ユーザ端末及び前記車載端末の間の通信により前記ユーザ端末から取得した情報に基づいて前記ユーザ端末と前記車載端末とを紐づける請求項３に記載の情報処理装置。

[請求項5] 前記端末紐付部は、前記車載端末と前記ユーザ端末との間の決済によって得られる前記ユーザ端末を識別するユーザ端末識別情報に基づいて前記ユーザ端末と前記車載端末とを紐づける請求項３又は４に記載の情報処理装置。

[請求項6] 前記端末紐付部は、前記車載端末の位置情報と任意の複数のユーザ端末の位置情報とを取得し、前記車載端末の位置にリンクして移動するユーザ端末を前記車載端末に紐づける請求項３～５のいずれかに記載の情報処理装置。

[請求項7] 前記端末紐付部は、前記車載端末に紐づけられるユーザ端末が無い場合に、前記車載端末にユーザ端末の紐づけを実行しない請求項３～６のいずれかに記載の情報処理装置。

[請求項8] 前記地点情報特定部は、前記ユーザ端末から地点情報を取得して、地点情報として特定する請求項３～５のいずれかに記載の情報処理装置。

[請求項9] 前記地点情報特定部は、地点情報を推定可能な推定情報を前記ユーザ端末から取得し、推定情報に基づいて地点情報を特定する請求項３～５のいずれかに記載の情報処理装置。

[請求項10] 前記地点情報特定部は、前記ユーザ端末から前記ユーザ端末を識別するユーザ端末識別情報を取得し、取得したユーザ端末識別情報とユーザの過去の乗車履歴とに基づいて地点情報を特定する請求項３～５のいずれかに記載の情報処理装置。

[請求項11] 前記地点情報特定部は、前記車載端末の位置とリンクして移動するユーザ端末を識別するユーザ端末識別情報とユーザの過去の乗車履歴とに基づいて地点情報を特定する請求項５に記載の情報処理装置。

[請求項12] 前記地点情報特定部は、前記車載端末から送信された前記移動体に乗車したユーザ、乗務員あるいは同乗者の音声を含む音声情報に基づいて地点情報を特定する請求項７に記載の情報処理装置。

[請求項13] 移動体にて使用される車載端末に対して広告情報を配信する情報処理装置としてコンピュータを機能させるプログラムであって、

前記プログラムは、

前記移動体に乗車したユーザが立ち寄る地点の情報を地点情報として取得する地点情報取得部、

取得された地点情報に基づいて広告情報を取得して、該取得した広告情報を前記車載端末に対して配信する広告配信部、

としてコンピュータを機能させるプログラム。